

「ストーカー総合対策」取組状況（概要）

令和 8 年 7 月 28 日

ストーカー総合対策関係省庁会議

I 主な取組状況（令和 8 年 5 月 31 日現在）

1 被害者等からの相談対応の充実

- 警察本部において、情報集約及び対応を統括する幹部（司令塔）を明確化した上で、同司令塔の下、刑事部捜査第一課等を体制の枠組みに位置付け、生活安全部門と刑事部門が連携して、事案の認知の段階から対応に至るまで、警察署への指導・助言・支援を一元的に行う体制を構築するよう指示。また、事案への対応に当たっては、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法等の関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等、組織的な対応を推進【警察庁】
- 令和 7 年 5 月に教職員支援機構において地方公共団体の教育相談指導者を対象とした犯罪被害者に関する内容を含む教育相談の研修を実施【文部科学省】
- 日本司法支援センター（法テラス）において、ストーカー事案の被害者に対し、相談内容に応じた適切な相談窓口や法制度に関する情報を提供するとともに、必要に応じて、資力にかかわらず、弁護士による法律相談を実施【法務省】

2 被害者情報の保護の徹底

- 令和 7 年 12 月、各都道府県警察に発出した「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について（通達）」において、被害者情報の提供禁止に係る周知を実施。また、同月、ストーカー規制法を改正し、法第 6 条の実効性を担保するため、ストーカー行為等をするおそれがある者に被害者に係る一定の情報を提供するおそれがあると認められる者への措置に関する規定を整備（令和 8 年 3 月 10 日施行）【警察庁】
- 令和 7 年 3 月に「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて」と題する事務連絡を発出し、新たに発行が開始された届書等情報内容証明書（戸籍法第 120 条の 6）における、被害者等に係る情報の管理について周知【法務省】
- 令和 6 年に策定した「女性相談支援センターガイドライン」及び「女性相談支援員相談・支援指針」において、ストーカー行為の被害者に対して、住民基本台帳の閲覧制限等、安全確保のための情報提供を行うよう明記【厚生労働省】
- 令和 7 年 12 月、ストーカー規制法が改正され、被害者に対する援助の主体に勤務先及び学校が追加されたこと（同月 30 日施行）に伴い、勤務先及び学校への広報資料を作成するとともに、各都道府県警察に対し、勤務先及び学校との一層の連携強化、広報啓発の推進について指示【警察庁】
- 令和 7 年 12 月 10 日に各教育委員会等に「生徒・学生等や教職員の氏名等の情報管理（警察等による要請を受け、学校の掲示板・ホームページ等における被害者の氏名等の掲示・掲載を控えること等）」について依頼【文部科学省】

3 被害者等の適切な避難等に係る支援の推進

- 国土交通省ホームページにおいて、公営住宅の優先入居制度について紹介するとともに、法務省ホームページもリンク付けし、被害者等への情報提供を実施【国土交通

省】

- 令和8年度において、地方公共団体が実施した民間シェルター等に対する財政的援助及び配偶者暴力相談支援センターの業務に要する経費等について、地方交付税等による財政措置を実施予定【内閣府・総務省】

4 調査研究、広報啓発活動等の推進

- 令和7年度において、ストーカー行為者の分類に応じた効果的な受診働き掛け方法に関する調査研究に係る経費を措置【警察庁】
- 都道府県に対し、「困難な問題を抱える女性支援に関する啓発活動事業」を通して、ストーカー行為等の具体的内容や身を守る方法、被害を受けた場合の対処方法等について周知を行うよう依頼【厚生労働省】
- 令和7年度に開催されたPTAの総会において、全国のPTA団体に対し、若年層の性暴力被害予防の必要性等について、資料配布による周知を実施【文部科学省】

5 加害者対策の推進

- 令和7年度において、ストーカー事案の加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ（地域精神科医療との連携）に係る経費を措置【警察庁】
- 令和4年3月、各都道府県警察に発出した「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する措置について（通達）」に基づき、保護観察所との情報共有を推進【警察庁】
- ストーカー行為等により受刑後仮釈放となった者及び保護観察付執行猶予となった者について、保護観察所と警察の緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を双方で迅速に把握し、必要な措置を実施【法務省】

6 支援等を図るための措置

- 日本司法支援センター（法テラス）において、犯罪被害者等（ストーカー事案被害者を含む。）や関係機関・団体から意見を聴取する機会を設け、そのニーズ等をくみ上げるほか、職員に対し、二次的被害の防止のための研修を実施し、養成及び資質向上や体制整備を推進【法務省】
- 令和8年度予算において、ストーカー行為等の被害者の保護や支援のための経費を措置【厚生労働省】

II 今後の方向性

依然として、ストーカー事案の相談等件数は高水準で推移しており、令和8年3月には、ストーカー規制法違反等で刑事罰を科せられ、禁止命令等も受けていた男性が、その被害に遭っていた女性を殺害するという事案も発生するなど、引き続き、厳しい状況にある。

令和8年3月10日に全面施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第83号）や令和8年3月13日に閣議決定された「第6次男女共同参画基本計画」、令和8年6月25日にすべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部において決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026」（女性版骨太の方針2026）、令和8年7月28日に犯罪対策閣僚会議において決定された「詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策」を踏まえ、関係省庁や関係機関が連携し、社会全体でストーカー対策をより一層強力に推進する。